

有識者からの発表

「瀬戸内海の沿岸域管理について」

海洋政策研究財団 常務理事 寺島 紘士

今後の瀬戸内海の水環境の在り方懇談会資料

【発表者：海洋政策研究財団 常務理事 寺島紘士】

項 目	内 容
1. 発表テーマ	瀬戸内海の沿岸域管理について
2. 課題	20 世紀後半のわが国では、急速な沿岸域の開発と人口の沿岸都市への集中、浅海部の埋立てやコンクリート護岸の建設、沿岸域利用の競合激化、産業・生活から生じる有機物・有害物質などの排出増加などにより沿岸域、特に閉鎖性海域の環境劣化、生息地の破壊、市民の親しむ浜辺・干潟・磯の減少が進行した。これらに対しては、総合的アプローチが必要であり、自然的社会的条件から見て一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の陸域と海域を沿岸域と捉えて、これを総合的に管理する仕組みづくりが求められている。
3. 対応（提案）	そのためには沿岸域を生活・活動の場としている地方が主体となって、住民を含む多様な利害関係者が参加する協議会を設置して、そこにおいて沿岸域管理計画を協議・策定して沿岸域管理に取り組むことが望ましい。国際標準となっているこのような総合沿岸域管理の制度をわが国の実情に適合した形で構築することを提案する。
4. 今後の瀬戸内海の方 向性について	以下のようなことが必要と考える。 ① 密接な関係にある流域圏と海域を一体的な視野で捉えて森川海の管理を連携協力して行なう。 ② 地域社会と密接な関係にある沿岸域の開発・利用・保全・管理を地元市町村と県・国が役割分担、連携協力して取り組む仕組みを構築する。 ③ 国と関係各県が連携協力して瀬戸内海全体の開発・利用・保全計画を策定して瀬戸内海の管理に総合的に取り組む。 ④ 国と関係各県が連携協力して瀬戸内海の調査・情報整備、技術開発、人材育成に総合的に取り組む仕組みを作る。

瀬戸内海の沿岸域管理について

海洋政策研究財団常務理事
寺島 敏士

2010. 12.3
第3回瀬戸内海の在り方懇談会

1. わが国の沿岸域の状況

- わが国社会は、長い日本列島の各所に抛り、海の恵みを受け、それを活用して発展してきた
- 豊かな沿岸域
 - 生物に豊かな生息環境を提供
 - 有機物の分解、生産、除去などの物質循環に貢献
 - 温暖な気候を供給
 - 地域社会に経済活動の場を提供
 - 漁業、海事関係産業、観光業、臨海工業 等
 - 地域社会に快適な生活・文化環境を提供
 - 市民が親しむ浜辺、干潟、磯
 - 海上交通
 - マリンスポーツ

20世紀後半の沿岸域の急激な変化と環境悪化

- 急速な沿岸域開発と人口の沿岸都市部への集中
 - 浅海部の埋め立てや護岸の建設
 - 沿岸域利用相互間の競合の激化
 - 産業・生活から生じる有機物、有害物質などの排出増加
- ↓
- 沿岸域、特に閉鎖性海域の環境劣化、
水質悪化・富栄養化、漁業被害
 - 生息地の破壊、市民が親しむ浜辺・干潟・磯の減少

わが国の沿岸海域の環境悪化への対応

- 公害対策基本法(1967年)
- 水質汚濁防止法(1970年)
- 瀬戸内海環境保全臨時措置法(1973年)
- 瀬戸内海環境保全特別措置法(1978年)
- 環境基本法(1993年)
- 有明海・八代海再生特別措置法(2002年)
- 自然再生推進法(2002年)
- 生物多様性基本法(2008年)

2. 沿岸域管理の課題

- 総合的なアプローチが必要

海域と陸域を統合的に管理

生態系の保全や物質循環の確保などに着目

開発利用と環境保護を統合的に管理

縦割りの各分野の連携協力が必要

国・地方の協調・連携協力が必要

沿岸域に直接関わる地方が住民をふくむ多様な関係者の参加により主体的に取り組むことが必要
etc

海洋基本法の制定と総合沿岸域管理

- 海洋環境の保全、沿岸域の総合的管理など12の基本的施策を定める

- 沿岸域の総合的管理(25条)

国は、沿岸の海域の諸問題がその陸域の諸活動等に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるようにすることが困難であることにかんがみ、自然的社会的条件から見て一体的に施策が講じられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。

＜参考＞全国総合開発計画と沿岸域圏管理

- 1987年第4次全国総合開発計画
「地方公共団体が主体となり、沿岸域の総合的な利用計画を策定する。」
- 1998年「21世紀の国土のグランドデザイン」
「沿岸域圏を自然の系として適切に捉え、地方公共団体が主体となり、沿岸域圏の総合的な管理計画を策定し、各種事業、施策、利用等を総合的、計画的に推進する『沿岸域圏管理』に取り組む」
- 2000年「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」
－関係地方公共団体を中心に多様な利害関係者が参加して陸域と海域の総体である沿岸域圏の管理を進めるガイドライン

沿岸域圏総合管理計画策定のための指針

＜沿岸域圏の設定＞

自然の系として、地形、水、土砂等に関し相互に影響を及ぼす範囲を適切に捉え、一体的に管理すべき範囲として、地域の特性(行政界、社会経済活動による利用実態等)を配慮しつつ行う

＜沿岸域圏の総合的・計画的管理＞

- 沿岸域圏総合管理計画の策定
50年程度先を見据え、10年程度毎に見直す
- 沿岸域圏総合管理協議会の設置
・都道府県・市町村等を中心に、行政機関、企業、地域住民、NPOなど多様な関係者の代表者で構成
・計画策定・実施状況の点検・調査、情報公開窓口を置いて住民等への情報提供

「指針」が普及しなかった理由

- ・沿岸域圏の範囲が広すぎる、又は不明確
- ・「指針」と他の個別管理法等との関係や統合沿岸域管理を中心となって行なう地方公共団体の制度上の位置づけが不明確
- ・市民を含む関係者の理解・支持・参加に不可欠な情報公開・提供、アウトリーチなどが不十分 など

沿岸域の総合的管理の今後の在り方

- ＜地域が主体＞ 地方公共団体が中心になって行政機関、事業者、漁業者、住民等の関係者が参加して取り組む。国は、沿岸域の総合的管理の指針を示し、技術的・財政的支援を行なう。
- ＜関係者の利益を最大に＞ 地域は、沿岸域の問題に総合的・計画的に取り組む、様々な施策を活用して持続可能な沿岸域の管理を推進し、関係者の利益の最大化を図る。
- ＜計画的アプローチ＞ 問題が起きてからその処理に取り組むのではなく、予め関係者が互いに意見を出し合い、それらを調整して沿岸域の総合的管理計画を地域の計画として策定して、これにしたがって沿岸域の管理を推進する。
- ＜協議会の設置＞ 関係地方公共団体が中心となり、行政機関、民間企業、漁業者、住民、NPO等の沿岸域にかかわる多様な関係者の代表を構成員とする協議会を設置して、沿岸域の総合的管理の計画を策定し、推進する。
- ＜関係地方公共団体の計画に取り入れる＞ 関係地方公共団体は、協議会が策定した計画を当該自治体の計画に取り入れる(又は当該沿岸域の計画として認定する)。

沿岸域の総合的管理に期待する効果

- 沿岸域の陸域、海域に関する様々な管理制度に地域として横串を通して、関係者が総合的な地域計画を共有することができる。
- 様々な利害関係者が共通のテーブルについて議論することにより計画を共有し、全体として大きな利益を連携協力して実現できる。
- 過疎化、高齢化の進行が著しい沿岸域・離島の問題への対策としてその活用が期待できる。
- 合併等により市町村が広域化する中で、これまで地域・集落が培ってきた生活共同体としての機能を維持し、地域を活性化する方法として活用できる。
- 地方公共団体(特に市町村)の海域に対する関与を明確にし、陸域・海域を一体的に捉えた沿岸域の総合的管理のツールとして活用することができる。

沿岸域の総合的管理モデル事業の実施

- 「沿岸域の総合的管理に関する地方公共団体向けアンケート調査」実施(2009年度)。回答率36%
- 上記調査を参考にして、総合沿岸域管理の実施に意欲のある地方公共団体と協力してモデル事業を開始
- モデルサイト(候補)
三重県志摩市(英虞湾)、岡山県備前市(日生地区)ほか
- 地方において沿岸域管理のモデル的取組みを推進し、それを基にして、国・地方が連携協力して実施する望ましい沿岸域管理制度の具体化を図る。

備前市日生町の取組み



- 日生市前の歴史的な漁港、漁船、入道船、釣船に囲まれた海域に在来種の水産資源を保全するための海洋牧場を構築中
- 高久居島と本土の間、日生大橋の架橋を計画中
- 海洋牧場の中心部の歴史的漁港のそばには「古代体験の里まはるほがかり」として陸と海の自然体験を一体的に楽しめる
- 日生漁協が取組みに前向きである
- 以上のように、日生地区は総合沿岸域管理に取組む条件が整っており、地元と協議中である

<参考> 統合沿岸域管理と世界の動き

統合沿岸域管理 ICM

「沿岸域を陸域と海域の双方からなる一体的な地域として捉え、その開発利用と環境保護を統合的に管理する」

- 連続的サイクルの体系的プロセスで対処
準備→開始→開発→採択→実施→改良→
新サイクル開始→---
- 沿岸の開発・環境の問題を管理するために国際的に認知されたアプローチ
- 生態系管理及び統合沿岸・海洋管理がこれからの海洋アジェンダの中心

沿岸域の総合的管理の国際標準化

- 1965年 サンフランシスコ湾開発保全委員会
統合沿岸域管理プログラム
- 1972年 米国沿岸域管理法
- →カナダ、ヨーロッパ諸国、オーストラリア、アジア諸国
- 1992年 アジェンダ21第17章
→ 国際機関が相次いで沿岸域管理ガイドライン発表
1993年: 経済協力機構(OECD)、世界銀行、
国際自然保護連合(IUCN)
1995年: 国連環境計画(UNEP) etc

東アジア海域の持続可能な開発戦略 SDS-SEA 2003

● 統合沿岸域管理 ICM

- ・ 沿岸域(陸域・海域)における利用競合による対立に対処
- ・ 陸と海との相互作用によって受ける重大な影響に対処
 - － 大気・地質・物理・化学・生物学的複合作用
 - － 人間活動とその諸条件
- ・ 海洋汚染、漁業、養殖、観光、生物多様性、海面上昇、地震・津波等に対処
- ・ 多様な目的の統合により沿岸・海洋域の持続可能な開発に道筋を提供

瀬戸内海の沿岸域管理について

ご清聴ありがとうございました

海洋政策研究財団常務理事
寺島紘士